

## 袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託仕様書

### 1. 業務名

袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託

### 2. 業務の目的

本市においては、令和4年から運行開始したデマンド交通の広がりに伴い、袖ヶ浦バスターミナルや鉄道駅への接続が強化されたことにより、都心への交通利便性が向上している一方で、近年の深刻な運転手不足の影響を受けて路線バスだけでなく高速バスの減便も続いており、公共交通の維持確保が懸念されていることから、早期に自動運転レベル4を実装し運転手不足の解消を図るものである。

本事業は全国の先駆的な事例を参考として、先進地で既に自動運転レベル4の運行が実現している路線バスから着手し、既存のバス路線の代替として導入することで、「安心して暮らせるまち」の実現に向けて事業を実施する。

また、令和8年度は自動運転レベル2の運行を実施するが、令和9年度の自動運転レベル4実装（走行環境条件付与）を目指すため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を受け事業を推進する。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 作業計画

受注者は、本業務の円滑な実施のため、契約締結後、業務着手前に詳細な作業計画を立案し、適切な実施体制の構築及び自動運転車両等の手配・調達に関する準備を行い、実施計画書として取りまとめた上で、発注者の承認を得るものとする。

#### (2) 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、着手時と完了時に実施するほか、月末時点の進捗管理のため、月次報告として協議を行うものとする。

また、必要に応じ、随時協議を行うものとする。

なお、着手時と完了時は対面による打合せを原則とするが、それ以外の協議における日程や実施方法については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

#### (3) 自動運転車両の調達

受注者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達するものとする。

- ① 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた車両であること。

- ②国が定める自動運転レベル4の基準に準拠した電気自動車（EV）であること。
- ③空調設備が完備されていること。
- ④乗車定員は自動運転時に15人程度とすること。
- ⑤自動運転車両の保管場所は、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- ⑥車両事故に備え、準備開始から実証運行終了までの期間中、損害賠償保険に加入すること。補償内容等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- ⑦走行に必要な充電設備は、受注者が自動運転車両の規格に適合する設備を整備し、また、充電に要する電気料金等は受注者の負担とする。
- ⑧調達した自動運転車両にラッピング等の装飾を施すこととし、装飾に係る費用は受注者の負担とする。ラッピング等のデザインについては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

#### （4）関係機関等との協議及び手続き等

受注者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項について関係機関等との協議並びに必要な申請を行うものとする。

また、関係機関等との折衝を要する場合、又は折衝を受けた場合は、発注者の指示に従い対応するものとし、発生する全ての経費は受注者の負担とする。

##### ①関係機関との協議

公安委員会や道路管理者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

##### ②関係事業者との協議等

運行ルート及び停留所の位置について競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

##### ③地域コミッティ関係事業者との協議等

レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた協議及び調整を行うため設置する袖ヶ浦市レベル4モビリティ・地域コミッティへの参画並びに資料作成等の運営支援及び必要な報告書等を作成すること。

#### （5）走行準備等

受注者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる自動運転車両の走行を実施するために必要な事前調査を行い、運行が可能な状態にするものとする。

##### ①現地調査

自動運転車両の走行にあたり、運行ルート上の必要な情報を収集すること。

##### ②業務実施体制の構築

運行の実施に必要な技術者の配置等の実施体制を構築すること。

##### ③地図作成

必要に応じ、高精度3Dマップなどを作成すること。

##### ④停留所看板の設置

自動運転車両の利用希望者の利便性向上を図るため、停留所看板を4基程度制作し設置すること。

看板のデザイン及び設置方法については、視認性や強風等による転倒防止といった安全性に配慮したものとし、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

⑤その他

受注者は、前述に掲げる事項のほか、自動運転車両の利用促進につながる取組として必要と思われる事項を提案し、発注者と受注者が協議の上、実施することができるものとする。

(6) 運行計画

受注者は、次に掲げる内容で運行計画を作成後、発注者と協議の上決定し、自動運転車両の運行を実施するものとする。

①運行期間

運行は次に掲げる計141日間とする。

運行区分	運行日数	運行期間	内容
準備運行	57日	9月1日～11月26日 (土日祝を除く)	システム構築等に必要な運行
関係者試乗運行	2日	11月27日、11月30日	関係者向けのレベル2による無償運行
一般運行	82日	12月1日～2月26日 (年末年始(12/29～1/3)を除く)	一般向けのレベル2による無償運行

②運行ルート及び停留所

本業務は既存路線の代替とするため、以下のルートで運行するものとする。

【袖ヶ浦バスターミナル～神納1丁目～袖ヶ浦駅間】※のぞみ野平岡線の一部



### ③運行ダイヤ

次に掲げるダイヤで運行すること。

上り（袖ヶ浦駅→袖ヶ浦バスターミナル）				下り（袖ヶ浦バスターミナル→袖ヶ浦駅）			
便数	袖ヶ浦駅	神納1丁目	袖ヶ浦BT	便数	袖ヶ浦BT	神納1丁目	袖ヶ浦駅
第1便	9:15	9:23	9:35	第1便	9:40	9:47	10:00
第2便	10:20	10:28	10:40	第2便	10:45	10:52	11:05
第3便	11:45	11:53	12:05	第3便	12:10	12:17	12:30
第4便	14:00	14:08	14:20	第4便	14:25	14:32	14:45
第5便	15:20	15:28	15:40	第5便	15:45	15:52	16:05

### ④運行事業者

本業務は既存路線バスを代替することを目的とし、のぞみ野平岡線の一部において運行するものであることから、運行事業者は当該路線において令和9年度以降の道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）に基づく運行に支障が出ない事業者とすること。

### (7) 運休

受注者は、次に掲げる理由においてのみ、自動運転車両を運休することができるものとする。

なお、車両の保守点検のための計画運休にあたっては、あらかじめ発注者と協議し、突発的な運休にあたっては、速やかに発注者へ報告するものとする。

また、この場合、受注者においてその内容を記録し、成果報告書に記載することとする。

#### ①車両の保守点検

車検等の定期点検等により、自動運転車両が運行できない場合

#### ②災害の発生、又は天候の悪化等

災害の発生、又は天候の悪化等により、自動運転車両の運行が危険もしくは困難となる場合

#### ③交通規制等

運行ルート上における工事などの交通規制等により、自動運転車両が運行できない場合

#### ④車両不調

自動運転車両の不調により、自動運転車両の走行ができない場合

#### ⑤その他

その他、突発的な事象等によりやむを得ない場合

#### (8) 事故対応

受注者は、事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告するものとする。

また、受注者においてその内容を記録し、発注者に事故報告書を提出することとする。

#### (9) 自動運転レベル4の社会実装に向けた提案

受注者は、本市でのレベル4の実装に向けて、本業務で得た走行データ等の情報を分析した上で実施内容を検討し、実装から定常運行までの工程表も併せて発注者に提案するものとする。

#### (10) 報告書の作成

受注者は、次に掲げる事項を含む業務報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

##### ①成果報告書

本事業において収集したデータ、安全性、利便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性等に関する検証結果及び走行環境や運行時に発生した課題について整理し、成果報告書を作成することとする。

##### ②自動運転車両の利用者数の報告

自動運転車両における1日ごとの便別利用者数、停留所別乗降客数を発注者に報告することとし、その方法や頻度については発注者と協議の上、決定するものとする。

##### ③走行データ等の報告

本業務において収集した走行データ等について、報告書を作成することとする。

### 5. 成果品

成果品は以下に示すものとし、電子データを電子メールにより提出すること。

なお、電子データは、PDF形式及び編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）の両方を提出すること。

	提出物	提出期日
1	打合せ記録	随時（概ね1週間以内）
2	業務報告書	業務完了時
3	その他、発注者が必要と認めた資料一式	

### 6. 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令等を遵守して行うものとする。

(2) 受注者は、本業務の内容に精通した主任担当者を配置し、本業務を計画、指揮するものとし、作業計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告す

- るとともに工程に変更が生じた場合には速やかに発注者へ報告するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、業務の着手及び完了にあたって次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。
- ①着手届
  - ②工程表
  - ③業務責任者及び主任担当者通知書
  - ④業務体制表
  - ⑤業務目的物引渡書（成果品一式を含む）
  - ⑥その他発注者が必要と認める書類
- (4) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本業務の実施に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても 受注者の負担とする。
- (6) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理することとする。
- (7) 本業務の実施にあたり業務上知り得た秘密、情報を無断で漏らしてはならない。
- (8) 受注者は、本業務の実施中に自らの責任において生じた事故及び損害について、一切の責任を負うものとし、その状況について発注者へ速やかに報告しなければならない。
- (9) 本業務完了後、不良な箇所が発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処置を行うものとする。
- (10) 本業務における成果品についてはすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製や他に公表・貸与してはならない。
- (11) 受注者は、業務完了時において成果品の検査を受けるものとし、検査で修正を指示された場合は、速やかに対応するものとする。
- (12) 受注者は、業務の実施に必要な資料の借用を発注者へ申し入れることができるものとする。なお、発注者が貸与した資料は、受注者の責任において管理し、取扱いには十分注意するとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。
- (13) 本業務は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。
- (14) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者と受注者において速やかに協議を行い、受注者はその指示に従って誠実に業務を行うものとする。